

「LEC 2015年 桜島特訓ゼミ 年金・一般常識まとめ」から 第47回社労士試験【選択式】社一般 空欄Dの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU15590 p.28]

<介護保険法>

この法律は、**加齢**に伴って心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、**機能訓練**並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、**国民の共同連帯**の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第47回 社労士試験 問題
【選択式】 社会保険一般常識 【空欄D】

- 3 介護保険法第1条は、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、**C**並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、…<中略>…、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、**D**に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

(解答 **C** → ①機能訓練)

解答 **D** → ⑥国民の共同連帯の理念